

## 佐渡市結婚新生活支援金 Q & A

### 【申請について】

Q 1 申請は市民センターでも受け付けていますか？

A 1 市民センターでは、申請書類をお預かりしますが、申請書類の確認（チェック）を行いませんので、後日、地域産業振興課地域支援係からご連絡が行くことがあります。

Q 2 予算の範囲内で交付とのことですが、受付の状況を確認することはできますか？

A 2 受付状況については、地域産業振興課0259-67-7863へご連絡ください。受付終了となった場合は、市のホームページでもお知らせします。

Q 3 平日は申請に行くことが難しいです。代理の者（親）が行ってもいいですか？

A 3 郵送や電子メールでも受け付けていますので、代理の方が書類を持参されてもかまいません。

Q 4 所得（課税）証明書ではなく源泉徴収票や申告書の控えを提出してもよいですか？

A 4 所得証明書の代わりに源泉徴収票や申告書の控えを提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得（課税）証明書を提出してください。

Q 5 所得（課税）証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

A 5 必ず夫婦双方の分を提出してください。所得のなかった方の証明書の提出も必要です。所得のなかった方で、未申告の場合は、申告をして証明書の発行を受けてください。

Q 6 佐渡市に税情報がない／非課税のため納税証明書が発行できない場合は？

A 6 所得証明書は、令和8年1月1日時点での住所地、納税証明書は、令和7年1月1日時点での住所地から取得してください。非課税により納税証明書が発行されなかった場合は、前年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和〇年度（前年度）課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

Q 7 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどんなものですか？

A 7 奨学金返還証明書があれば望ましいですが、証明書の取得が難しい場合は通帳の写しや振込明細の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものの写しを提出してください。

Q 8 同じ年度内で複数回申請することは可能ですか？

A 8 上限額内であれば、可能です。

## 【要件について】

Q 1 婚姻届をまだ出していませんが、支援金の申請をすることはできますか？

A 1 婚姻届を提出し、受理後でないとは申請できません。

Q 2 婚姻はしていますが、住民票はまだ移していません。住民票の住所が市外でも申請できますか？

A 2 原則として、夫婦の双方が佐渡市に住民登録がなければ申請することができません。

Q 3 「3年以上継続して佐渡市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A 3 あらかじめ終期が決められている転勤の場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、3年以内に佐渡市から転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。

Q 4 再婚の場合も対象になりますか？

A 4 対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、佐渡市や他市区町村でこの制度の支援金を受けたことがある場合は対象外です。

Q 5 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A 5 対象になります。ただし、交付金の対象となる経費について、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については対象経費から控除します。

Q 6 所得の計算方法がわかりません。

A 6 4月から6月に申請する夫婦については、給与所得者の場合前々年分、7月以降に申請する夫婦は、前年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、前年分の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、自治体が発行する所得（課税）証明書（税務課で発行：手数料300円）を提出していただきます。

Q 7 年齢はいつ時点のものですか？

A 7 婚姻届を受理された時点です。

Q 8 市税を分割で納めていますが対象になりますか？

A 8 分割での納付は「滞納がある」とみなしますので対象外です。

## 【対象経費について】

Q 1 結婚前に新居を購入した場合は対象になりますか？

A 1 婚姻を機に婚姻日以前1年以内に引き渡されたものであれば対象となります。ただし、支援の対象となる「支払期間」は、4月1日から翌年の2月末日の期間内で、夫婦のいずれかの名義で締結した契約に基づくもののみが対象となります。

Q 2 結婚前に行った引越費用は対象になりますか？

A 2 婚姻に伴うものであり、その引越日が婚姻日前1年以内であれば対象となります。

Q 3 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 3 会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その支給分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用に対する支給額を確認できる書類の写しを添付してください。

Q 4 引越費用について、レンタカーを借りた費用や不用品の処分料等は対象となりますか？

A 4 対象外です。引越業者または、運送業者に支払った実費が対象であり、不用品の処分費用や、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用等は対象となりません。

Q 5 対象期間内に婚姻しましたが、経費の支払いは翌年4月以降になる場合は対象となりますか？

A 5 年齢や所得の合計など、その他の要件を満たしていれば、翌年度に限り本交付金を受給することができます。ただし、その場合も今年度中に資格認定の申請を行う必要があります。対象となるか不明な場合、個別にご相談ください。

**Q 6 佐渡市のほかの補助金（若者定住引越費用補助事業補助金、若者移住家賃補助事業補助金、空き家改修費等補助事業補助金など）がありますが、併用はできますか？**

A 6 佐渡市の他の補助事業を併用する場合は、補助事業の対象経費以外にかかる経費のみ対象となります。

【例】空き家をリフォームして新居にするにあたり、住居費と引越費用がかかるため、リフォーム代については「空き家改修費等補助事業補助金」を申請し、引越費用については「結婚新生活支援金」で申請を行う。

**Q 7 国の他の住宅に係る補助制度との併用はできますか？**

A 7 通常は、補助制度との併用はできません。ただし、住宅リフォームにおいては請負工事契約が別かつ工期が別である場合は併用可能です。国の補助制度との併用については、個別にご相談ください。

**Q 8 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲住宅等）し、代金を区分することができない場合はどうしたらよいですか？**

A 8 申請者から売主等に確認し、必ず建物代のみを対象としてください。

**Q 9 3月に支払いが発生しそうなのですが対象外ですか？**

A 9 2月末までにお支払い済みのものが対象となります。お支払いが4月になるのであれば、資格認定の申請をしていただくことにより、対象経費とすることができます。

## 【審査・交付決定・実績報告について】

**Q 1 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？**

A 1 申請書を受理してから2週間程度で審査を行い「交付決定通知書」を郵送します。その後は、支援対象経費の支払いが全て払い終わりましたら、実績報告書を提出してください。

**Q 2 申請順に交付決定されますか？ 早く申請した方がいいですか？**

A 2 原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。

Q 3 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A 3 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。支払の内容（例：内訳、敷金、礼金、引越料金等）が記載されていない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

## 【支援金の交付（振り込み）について】

Q 1 支援金の振り込みはいつごろですか？

A 1 実績報告書の提出から審査を経て、概ね1週間程で、振込予定日が記載された「確定通知書」を郵送します。確定通知を受け取ったのち、7日以内に支援金の請求書を提出してください。速やかにお支払いの手続きをします。なお、振込完了のお知らせは行いませんので、通帳を記帳いただく等でご確認ください。また、申請者からの振り込み日の指定はできません。

※審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただくため期間を要することとなります。その場合、「確定通知書」の発送にも遅れが生じますので、あらかじめご了承ください。

Q 2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A 2 口座振込のみで、現金受け取りはできません。支援金の振込口座は、申請者又は配偶者どちらか一方の口座を指定してください。申請者以外の口座へ振り込む場合は、委任欄の記載が必要となります。

## 【その他】

Q 1 支援金を返還しなければならないことはありますか？

A 2 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたときや、支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき、又は、定められた内容に違反する行為があったときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し返還していただく場合があります。